

中間まとめ骨子（案）

2018年8月

1. インターネット上の海賊版サイトによる権利侵害の現状

○我が国コンテンツ市場の状況

- ・2007年に2000年以降で最高水準になった後、大きく減少し、その後は厳しい状況が継続。しかし、近年は電子配信市場の伸びにより、再び拡大の兆し。
- ・電子配信市場の伸びの背景には、スマートフォンの普及、モバイル通信の高速化、無線LAN環境の整備など、我が国のインターネット環境の高度化が寄与。
- ・コンテンツ業界においても、コンテンツのデジタル化、スマートフォン向けコンテンツの制作、他社プラットフォームとの連携、独自プラットフォームの構築等の取組を実施。

○ビジネスモデルの変化と海賊版対策の推移

- ・インターネット関連の技術進歩・環境整備の進展、オンライン広告の複雑化・CDN利用の普及等の関連業界のビジネスモデルの変化は、侵害コンテンツの流通を容易にすることにも寄与。
- ・こうした中、侵害コンテンツの流通態様も、P2Pサービス、UGCサイト、リーチサイト等、時代に応じて変化。コンテンツ業界においても、政府とも緊密に連携しながら、個社・業界横断で海賊版対策を実施。

○インターネット上の海賊版サイトによる権利侵害の深刻化

- ・インターネット上における侵害コンテンツの流通が、近年、急激に拡大。特に、最近になって、侵害者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない大規模な海賊版サイトが出現。
- ・大規模で悪質な海賊版サイトの出現により、マンガ、アニメ等のコンテンツを中心に、我が国コンテンツ産業の成長機会が大幅に奪われ、転機を迎えていた我が国コンテンツビジネスが大きな危機に直面。

○インターネット上の海賊版サイトに対する総合的な対策の必要性

- ・高い匿名性を売りにするドメイン登録サービスの登場、オフショアホスティング・防弾ホスティングの増加、CDNの利用の普及など、匿名で

- 大量に侵害コンテンツを流通させることを可能とするインフラが整備。
- ・インターネット上の大規模な海賊版サイトを放置すれば、我が国コンテンツビジネスの産業基盤が崩壊し、今後、我が国が誇る良質なコンテンツが生み出されなくなるおそれ。
 - ・悪質で大規模な海賊版サイトによる被害に対処するには、一つだけの対策で効果を上げるのは困難であり、複数の手法を組み合わせた継続的な取組が必要。

2. インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策

○正規版の流通促進

- ・我が国では、音楽・マンガ・アニメ等の各分野において、各社がデジタル化に対応するための取組を実施しているが、分野によっては、大量のコンテンツが複数のプラットフォームに分立して流通する側面もある。
- ・近年、マンガ・アニメにおいて、中国・韓国等においても優れたクリエイターが現れ始めており、中長期的には厳しい国際競争に晒されるおそれ。
- ・国際競争の中で生き残るには、日本だけでなく海外の嗜好やニーズを踏まえたコンテンツを生み出すことや、新しい技術を自動翻訳、ビッグデータの分析等に活用し、正規版サービスを迅速に構築することが必要。マンガ・アニメが普及していない途上国においても、海賊版対策とともに啓発活動の展開も必要。

○海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制

- ・日本のみならず世界において最大のシェアを持つGoogleは、DMCA等に準拠した手続きに基づき、侵害ページの検索結果からの削除を要請するシステムを構築。検索順位にも一定程度反映。
- ・他方、我が国の権利者からは、大量の削除要請を実施したにもかかわらず、①海賊版サイトのトップページの削除、②海賊版サイト全体の検索順位の降格が実施されなかったとの指摘も存在。

○著作権教育・意識啓発

- ・文化庁においては、初等中等教育及び高等教育について、教職員向けの著作権講習会、学習者及び教職員向けの教材作成、啓発ポスター配布等の広報活動を実施。今後もこうした活動の継続・強化に期待。
- ・民間においても、出版広報センターを中心とした各社の人気キャラクタ

一のイメージ画像・ロゴを活用した著作権に対する理解促進のための呼び掛け等を実施しており、更なる活動の展開に期待。

○海賊版サイトへの広告出稿抑制

- ・近年、運用型広告市場が拡大する中、正当なビジネスを行う企業の広告が意に反して違法・不当なサイトに掲載されることが国際的にも問題になっており、これまで各社において自主的な取組を継続。
- ・今般、CODAから広告三団体（JAA・JAAA・JIAA）に対して海賊版サイトのリストの共有を開始し、本年7月から定期協議の枠組みも開始。
- ・加えて、JIAAにおいて、本年6月に専門委員会を設置。同委員会において広告掲載先選定に当たっての業界自主ガイドライン「広告配信ガイドライン（仮称）」の検討を推進。

○侵害コンテンツの検知システムの確立

- ・どのサイトが海賊版サイトか関係するステークホルダーが認識を共有するため、海賊版サイトの認定・リスト管理のための権利者・ISP事業者・広告代理店・技術専門家で構成する組織が必要。
- ・上記の海賊版サイトのリストを元に、検索エンジンへの検索結果からの削除・表示抑制の要請、広告団体・広告会社への広告出稿の要請、インターネット関連事業者・金融機関等へのサービス停止要請等を実施。

○国際連携・国際執行の強化

- ・国外に所在するCDN事業者への差止請求については、我が国の現在の裁判実務や手続きに鑑みると、差止命令を得て執行することが難しいと考えられるものの、試行的に訴訟を行うべきとの指摘もある。
- ・CDN事業者へのプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求について、開示請求の対象となる情報の範囲の見直しの可能性について指摘があった。
- ・国際捜査共助についての取組は従前から行われているところだが、刑事共助条約・協定を締結していない外国・地域も多く、また現実には国外への捜査・執行に様々な制約が存在することに留意。
- ・日中韓文化コンテンツ産業フォーラム共同宣言に基づく啓発活動等の海外政府との協力、アドフラウド排除に向けた米国TAG・英国JICWEBSとの情報交換等の国際協力については今後も推進。

○リーチサイト規制

- ・海賊版コンテンツのリーチサイトに対する法規制について、次期通常国会における著作権法改正法案の上程を目指し、引き続き文化庁文化審議会著作権分科会において審議（検索サイトの扱いについても併せて検討）。

○アクセス制限に係る措置

- ・「アクセス警告方式」による海賊版サイトへのアクセス制限の提案を受け、具体的な実施に向けた課題の整理、実施のための枠組みの検討・調整が必要。
- ・18歳未満の青少年を対象としたフィルタリングについては、改正青少年インターネット環境整備法に基づき、関係事業者の着実な取組みを推進。
- ・ブロッキングに係る法制度整備について（P）。

○その他の今後の課題

- ・著作権を侵害する静止画のダウンロードの扱い、海賊版サイトへの資金流入の状況の確認を可能とする法制度の整備等についても、今後の課題として認識。